

こ支援第 4 9 6 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

各市町村保育主管課長 様
(乳児等通園支援事業関係)

埼玉県福祉部こども支援課長

乳児等通園支援事業の認可に当たっての留意事項について

本県の保育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳児等通園支援事業の実施に当たっては、各市町村において、こども家庭庁の「令和 7 年度こども誰でも通園制度に関する Q & A (以下、「誰通 Q & A」という。)」を踏まえ適切に実施していただいていると思います。

乳児等通園支援事業の認可に当たっては、特に下記の点に御留意いただき、御対応くださいますようお願いいたします。

また、すでに事業を認可している法人に対しても周知くださいますようお願いいたします。

記

1 各種法人の定款変更

社会福祉法人等が乳児等通園支援事業を実施する場合は、「誰通 Q & A」Q83 の記載のとおり、乳児等通園支援事業の認可日までに、社会福祉法等の根拠法令に基づき、定款の変更が必要となります。

定款の変更等が必要な場合は、別紙問合せ先を御案内ください。

2 保育所等における施設の認可等事項の変更

保育所等の施設においては、「誰通 Q & A」Q58 の記載のとおり、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできないため、保育室の面積の減少に伴う認可等事項の変更手続きが必要となります。

認可等事項変更の手続きについては、下記県ホームページ「保育所の認可について」に基づき御対応くださいますようお願いいたします。

【県 HP】<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kosodate-hoiku-hoiksyo.html>

担 当 保育政策担当

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 2 8

メール a3330-01@pref.saitama.lg.jp

(参考) 誰通 Q&A (抜粋)

Q58 保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。

A58 保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。

Q83 定款変更は必ず行う必要がありますでしょうか。

A83 乳児等通園支援事業を実施する場合には、定款変更をする必要があります。
定款の変更時期については、自治体で適切に判断をお願いいたします。

乳児等通園支援事業の概要

- 令和7年4月、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が制度化された。
- 令和7年度は市町村の判断により実施、令和8年度からは全市町村で実施することになっている。
- 乳児等通園支援事業とは、月10時間を上限に就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度である。
- 各市町村では、保育所や認定こども園、幼稚園など366施設で実施予定となっている。（令和7年8月時点）

乳児等通園支援事業の実施に当たっての手続き

1 法人の定款変更（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、医療法人を想定）

- 国Q&AのQ83では、「**乳児等通園支援事業を実施する場合は乳児等通園支援事業の認可日までに定款の変更が必要**」と記載されている。
⇒ **各種法令に基づき、定款の変更手続きが必要**

2 保育所等における施設の認可等事項の変更（保育所、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センターを想定）

- 国Q&AのQ58では、「**保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可できない**」と記載されている。
⇒ **保育室の面積の減少に伴う認可等事項の変更手続きが必要**

【県HP】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kosodate-hoiku-hoiksyo.html>

県こども支援課の対応

- 各市町村乳児等通園支援事業所管課に対し、同事業の認可に当たっての留意事項を通知する。
- 県の各種法人所管課に説明を行い、必要な対応を依頼する。

別紙

運営法人・実施施設	手続き内容	担当課名	電話番号 (下4桁)
社会福祉法人	定款変更認可申請	社会福祉課（社会福祉協議会等） こども安全課（保育所運営法人） 各福祉事務所（老人福祉施設・障害者福祉施設運営法人） こども支援課（保育所運営法人） ※お手数ですが、各福祉事務所の連絡先につきましては、 県HP等を御確認ください。	社会福祉課 048-830-3221 こども安全課 048-830-3331 こども支援課 048-830-3328
学校法人	寄附行為の変更	学事課 幼稚園担当	048-830-2560
宗教法人	規則変更認証申請	学事課 総務・宗教法人担当	048-830-2568
特定非営利活動法人 (NPO法人)	定款変更認証申請	共助社会づくり課、地域振興センター ※地域等により相談先が異なるため、 NPO法人から直接お問い合わせください。	—
医療法人	定款（寄附行為）変更認可申請	医療整備課 医務担当	048-830-3534
保育所、認定こども園	・児童福祉施設内容変更届 ・埼玉県幼保連携型認定こども園認可事項等変更届	こども支援課 保育政策担当	048-830-3328
地域子育て支援拠点	—	こども支援課 放課後児童クラブ担当	048-830-3322
児童発達支援センター	障害児施設指定の手続	障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当	048-830-3317